



# 山形県公報

平成19年8月28日(火)  
第1870号  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

土地改良区の役員の退任の届出.....	(村山総合支庁農村計画課) ...	1171
同 .....	(同) .....	1172
土地改良事業施行の同意.....	(最上総合支庁農村計画課) ...	同
基本測量の実施の通知.....	(管理課) ...	同
公共測量の実施の通知.....	(同) ...	1173
一般国道の供用の開始.....	(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ...	同
土砂災害警戒区域の指定.....	(河川砂防課) ...	同
土砂災害特別警戒区域の指定.....	(同) ...	1176

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

政治団体の設立.....	1178
政治団体の届出事項の異動.....	同
政治団体の解散.....	1180
政治団体の収支報告書の要旨.....	同
資金管理団体の指定.....	1183
資金管理団体の届出事項の異動.....	同
資金管理団体の指定の取消.....	同

### 公 告

監査の結果に基づき講じた措置の公表.....	(監査委員) ...	1184
採用候補者名簿の失効.....	(人事委員会) ...	同
同 .....	(同) ...	同

## 告 示

### 山形県告示第817号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、若木土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成19年8月28日

山形県知事 齋 藤 弘

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	村 山 正	天童市大字川原子3023番地の1
同	植 松 富士雄	東根市大字羽入1860番地

同	武 田 修 一	天童市大字大町150番地
---	---------	--------------

## 山形県告示第818号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、若木土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成19年 8月28日

山形県知事 齋 藤 弘

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	中 野 孝 一	東根市大字荷口70番地
同	安 達 宗 一 郎	同 営団中通り22号
同	大 類 彦 幸	同 若木通り一丁目79号
同	工 藤 和 雄	西村山郡河北町谷地荒町東一丁目 8 番地 1
同	大 場 英 雄	東根市板垣中通り35号
監 事	植 松 孝 光	同 大字羽入149番地
同	水 戸 吉 昭	天童市大字山口2083番地
同	桜 井 淳	東根市若木通り一丁目89号

## 山形県告示第819号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり同意した。

平成19年 8月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
最上町(堺田地区)
- 2 同意年月日  
平成19年 8月20日

## 山形県告示第820号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成19年 8月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 基本測量を実施する地域  
山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡山辺町、中山町、西村山郡河北町、西川町、朝日町、大江町、北村山郡大石田町、最上郡金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、東置賜郡高畠町、川西町、西置賜郡小国町、白鷹町、飯豊町、東田川郡三川町、庄内町、飽海郡遊佐町
- 2 基本測量を実施する期間

平成19年 8月15日から平成20年 1月15日まで

3 作業の種類

基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）作業

山形県告示第821号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成19年 8月28日

山形県知事 齋 藤 弘

1 公共測量を実施する地域

山形市大字新山地域

2 公共測量を実施する期間

平成19年 8月27日から同年 9月28日まで

3 作業の種類

公共測量（1級基準点測量）

山形県告示第822号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成19年 8月28日から同年 9月10日まで縦覧に供する。

平成19年 8月28日

山形県知事 齋 藤 弘

1 路 線 名 287号

2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲字上町1210番から  
同 字石那田1686番 4 まで

3 供用開始の期日 平成19年 8月29日

山形県告示第823号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年 8月28日

山形県知事 齋 藤 弘

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
八幡沢	別紙図面のとおり	土石流
寺の上沢	別紙図面のとおり	土石流
石神沢 - 1	別紙図面のとおり	土石流
石神沢 - 2	別紙図面のとおり	土石流
前沢	別紙図面のとおり	土石流
寺山沢 - 1	別紙図面のとおり	土石流
寺山沢 - 2	別紙図面のとおり	土石流
たてあと沢	別紙図面のとおり	土石流

日山沢	別紙図面のとおり	土石流
上芦沢	別紙図面のとおり	土石流
芦沢	別紙図面のとおり	土石流
大山沢川	別紙図面のとおり	土石流
弥吉沢 - 1	別紙図面のとおり	土石流
弥吉沢 - 2	別紙図面のとおり	土石流
てつき沢	別紙図面のとおり	土石流
はさ口沢	別紙図面のとおり	土石流
府の宮沢	別紙図面のとおり	土石流
荒沢 1	別紙図面のとおり	土石流
荒沢 2	別紙図面のとおり	土石流
すずみた沢	別紙図面のとおり	土石流
羽根沢 1	別紙図面のとおり	土石流
下絵馬河沢	別紙図面のとおり	土石流
治兵衛田沢	別紙図面のとおり	土石流
田の沢	別紙図面のとおり	土石流
延べ沢	別紙図面のとおり	土石流
山の神沢	別紙図面のとおり	土石流
上絵馬河沢 1	別紙図面のとおり	土石流
上絵馬河沢 2	別紙図面のとおり	土石流
重薙沢	別紙図面のとおり	土石流
源蔵沢	別紙図面のとおり	土石流
木の根坂沢 1	別紙図面のとおり	土石流
木の根坂沢 2 - 1	別紙図面のとおり	土石流
木の根坂沢 2 - 2	別紙図面のとおり	土石流

木の根坂沢 3	別紙図面のとおり	土石流
京塚	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
本村 1 - 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
本村 1 - 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
本村 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
本村 3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
芦沢 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
芦沢 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
芦沢 3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
石名坂	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下絵馬河 1 - 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下絵馬河 1 - 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下絵馬河 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下絵馬河 3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
田の沢 - 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
田の沢 - 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大芦沢 1 - 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大芦沢 1 - 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大芦沢 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大芦沢 3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
田の沢 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上絵馬河	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
丸森 - 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
丸森 - 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
泉川 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

泉川 2 - 1	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
泉川 2 - 2	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに鮭川村役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第824号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年 8月28日

山形県知事 齋 藤 弘

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
寺山沢 - 1	別紙図面のとおりに	土石流
寺山沢 - 2	別紙図面のとおりに	土石流
たてあと沢	別紙図面のとおりに	土石流
日山沢	別紙図面のとおりに	土石流
上芦沢	別紙図面のとおりに	土石流
芦沢	別紙図面のとおりに	土石流
弥吉沢 - 1	別紙図面のとおりに	土石流
弥吉沢 - 2	別紙図面のとおりに	土石流
てつき沢	別紙図面のとおりに	土石流
荒沢 2	別紙図面のとおりに	土石流
羽根沢 1	別紙図面のとおりに	土石流
下絵馬河沢	別紙図面のとおりに	土石流
治兵衛田沢	別紙図面のとおりに	土石流
田の沢	別紙図面のとおりに	土石流
延べ沢	別紙図面のとおりに	土石流
木の根坂沢 1	別紙図面のとおりに	土石流
木の根坂沢 2 - 1	別紙図面のとおりに	土石流

木の根坂沢 2 - 2	別紙図面のとおり	土石流
京塚	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
本村 1 - 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
本村 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
本村 3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
芦沢 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
芦沢 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
芦沢 3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
石名坂	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下絵馬河 1 - 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下絵馬河 1 - 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下絵馬河 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下絵馬河 3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
田の沢 - 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
田の沢 - 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大芦沢 1 - 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大芦沢 1 - 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大芦沢 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大芦沢 3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
田の沢 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
丸森 - 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
丸森 - 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
泉川 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
泉川 2 - 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに鮭川村役場において縦覧に供する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第121号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成19年 8月28日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

政 党

政治団体の名称	代表者の氏名	会 計 責 任 者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党山形県酒田市第三支部	星 川 純 一	池 田 求	酒田市みずほ2 - 18 - 12	平成 19. 6. 25

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会 計 責 任 者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	届出年月日
外山正芳後援会	外 山 正 芳	外 山 典 子	天童市柏木町一丁目一番十五号	平成 19. 6. 6
この誠後援会	木 村 明 男	酒 井 正 光	東置賜郡高畠町大字竹森483番地	同 6. 8
さいとう昭彦を励ます会	大 内 明	沖 田 充 由	東村山郡山辺町近江5番地の17	同 6. 14
愛 千 会	竹 田 千 恵 子	酒 井 正 光	東置賜郡高畠町深沼2336番地	同 6. 25
篠原みえこ川西町後援会	金 子 一 郎	遠 藤 章 一	東置賜郡川西町上小松2570 - 1	同 6. 28

山形県選挙管理委員会告示第122号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成19年 8月28日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

政 党

政治団体の名称	異 動 事 項	内 容		届出年月日
		新	旧	
自由民主党山形県新庄市第一支部	政治団体の名称	自由民主党山形県新庄市第一支部	自由民主党山形県新庄市第二支部	平成 19. 5. 29
	主たる事務所の所在地	新庄市千門町2番26号	新庄市升形549	



自由民主党新庄市支部	主たる事務所の所在地	新庄市本町6-17	新庄市小田島町5-18	同 6.11
自由民主党酒田支部	代 表 者	阿 部 與 士 男	森 田 廣	同 6.13
	会 計 責 任 者	市 村 浩 一	森 田 克 行	
	主たる事務所の所在地	酒田市亀ヶ崎3-7-7	酒田市両羽町1-1	
自由民主党山形県鶴岡市第一支部	会 計 責 任 者	阿 部 勝 利	平 田 耕	同 6.14
自由民主党山形県ビルメンテナンス支部	代 表 者	五 十 嵐 隆 一	吉 野 徹	同 6.25
自由民主党余目支部	代 表 者	佐 藤 長 輔	岡 部 正 二	同 6.28
	会 計 責 任 者	石 川 保	日 下 部 忠 明	
自由民主党山形県栄養士連盟支部	主たる事務所の所在地	山形市香澄町3-1-13 レオパレスFlat 1101号室	山形市旅籠町3-1-14 食糧会館内	同 7.13

## その他の政治団体

政治団体の名称	異 動 事 項	内 容		届出年月日
		新	旧	
山形県社会保険労務士政治連盟	代 表 者	土 屋 講	佐 藤 俊 一	平成 19. 6. 5
佐藤直後援会	代 表 者	武 田 良 治	松 田 隆 一 郎	同 6.14
山形県行政書士政治連盟	代 表 者	安 達 孝 蔵	豊 田 瑞 穂	同
	会 計 責 任 者	縮 修 二	安 達 孝 蔵	
山形県ビルメンテナンス政治連盟	代 表 者	黒 田 美 喜 男	前 田 稔	同 6.25
金沢忠一後援会	会 計 責 任 者	土 屋 文 男	川 合 勉	同 6.26
青海川まさのぶ後援会	代 表 者	遠 藤 勇 夫	小 野 吉 信	同 6.28
元気米沢夢づくり市民会議	主たる事務所の所在地	米沢市金池5-10-4	米沢市大字李山6,945	同 6.29
山形県木材産業政治連盟	主たる事務所の所在地	山形市松栄一丁目5番 41号	山形市桜町2番35号	同 7.13

## 山形県選挙管理委員会告示第123号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成19年 8月28日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

## その他の政治団体

政 治 団 体 の 名 称	政治団体でなくなった理由	政治団体でなくなった年月日
安藤正義後援会	解 散	平成19. 5.30
米織まこと会	解 散	平成19. 5.30
石田ちよぞう後援会	解 散	平成19. 5.31
高山和男後援会	解 散	平成19. 5.31
峯田伝八励ます会	解 散	平成19. 6.24
奥山成也後援会	解 散	平成19. 6.30

## 山形県選挙管理委員会告示第124号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成19年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成19年 8月28日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

(資金管理団体)

(その他の政治団体) 単位:円

政治団体の名称	石田ちよぞう後援会	峯田伝八励ます会	高山和男後援会	米織まこと会
報告年月日	19. 6. 7	19. 6.26	19. 6. 5	19. 6. 5
収入総額	10,876	0	61,400	72,787
前年繰越額	10,876	0	61,400	72,787
本年收入額	0	0	0	0
支出総額	10,876	0	0	0
本年收入の内訳				
個人の党費・会費 金額 員数(人)				
寄附(内訳別掲)	0	0	0	0
個人分 (うち特定寄附)				
団体分				
政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの)				
政党匿名寄附				
事業収入(内訳別掲)				
交付金収入				
借入金(内訳別掲)				
その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの				
支出の内訳				
経常経費	0	0	0	0
人件費				
光熱水費				
備品・消耗品費				
事務所費				
政治活動費	10,876	0	0	0
組織活動費	10,876			
選挙関係費				
事業費	0	0	0	0
機関紙発行事業費				
宣伝事業費				
パーティー事業費				
その他の事業費				
調査研究費				
寄附・交付金				
その他の経費				
資産等の有無	無	無	無	無



峯田 傳 八

山辺町議会議員

## 山形県選挙管理委員会告示第125号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成19年8月28日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
竹田 千恵子	山形県議会議員	愛千会	東置賜郡高畠町大字深沼2336番地	竹田 千恵子	平成19.6.25

## 山形県選挙管理委員会告示第126号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成19年8月28日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

届出をした者の氏名	公職の種類	異動事項	内 容		届出年月日
			新	旧	
横戸 長兵衛	上山市長	公職の種類	上山市長（現職）	上山市議会議員（現職）	平成19. 6.15

## 山形県選挙管理委員会告示第127号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成19年8月28日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

公職の候補者の氏名	資金管理団体の名称	指定取消年月日
石田 千 與 三	石田ちよぞう後援会	平成19. 5.31
峯田 傳 八	峯田伝八励ます会	平成19. 6.24

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、企業管理者から、平成19年7月31日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成19年 8月28日

山形県監査委員	田	澤	伸	一
山形県監査委員	吉	田		明
山形県監査委員	加	藤	淳	二
山形県監査委員	濱	田	宗	一

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
庄内地区水道事務所	赴任旅費の支払いが遅延している。	今後は、業務の相互執行管理を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。

山形県人事委員会規則 4 - 1 ( 職員の任用に関する規則 ) 第33条第 1 項第 2 号の規定により、平成18年 8月24日に確定した平成18年度山形県職員採用試験 ( 大学卒業程度 ) の採用候補者名簿を平成19年 8月23日をもって失効させた。

平成19年 8月28日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 小 野 勝

山形県人事委員会規則 4 - 1 ( 職員の任用に関する規則 ) 第33条第 1 項第 2 号の規定により、平成18年 8月24日に確定した平成18年度山形県警察官採用試験 ( 警察官 A ( 男性 ) 警察官 A ( 女性 ) 警察官 A ( 武道指導・柔道 ) 及び警察官 A ( 武道指導・剣道 ) ) の採用候補者名簿を平成19年 8月23日をもって失効させた。

平成19年 8月28日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 小 野 勝